法　人　名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（平成16年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：近藤　達也）
目　　　的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1　健康被害救済業務（①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。）2　審査関連業務（①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導及び助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP／QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。）3　安全対策業務（①　医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導及び助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。）
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	医療・福祉部会（部会長：真野　俊樹）
ホームページ	法　　人：http://www.pmda.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo12.html
中期目標期間	5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－		－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	S×1 A×6	S×1 A×6	S×1 A×6	
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2) セキュリティーの確保							

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.13)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 全体としてPMDAの設立目的に沿って十分な成果が上げられており、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	• 平成24年度の請求件数は、平成23年度の1,075件から1,280件と大幅に増加しており、処理件数も平成23年度の1,103件から1,216件と増加させ、8ヶ月以内の処理件数は923件と平成23年度の809件を大きく上回り、達成率も全体の75.9%と年次目標を達成したが、6ヶ月以内の処理件数は平成23年度の534件から553件と増加したものの、6ヶ月以内の達成率は全体の45.5%であった。（参考：6か月以内の達成率：平成22年度42.5%、平成23	• 診断書記載要領の拡充、外部専門委員による専門家協議、システムの強化・改修等の取組を引き続き実施した結果、事務処理期間8ヶ月以内の処理の割合を70%以上という平成24年度計画の数値目標に対し、実績は75.9%であった。また、6ヶ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度534件から今年度553件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。今後は、平成25年度までに6ヶ月以内の処理

		年度48.4%)。 • 平成24年10月18日に「医薬品による重篤かつ稀少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成23年度調査研究事業の実績を取りまとめた。なお、ライ症候群の調査対象者が少ないことから、平成24年度より、新たにライ症候群類似の重篤な健康被害者も調査対象に加えた。また、平成24年10月22日に「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成23年度調査研究事業の実績を取りまとめた。 など	を60%以上とするという数値目標の達成のために、更に処理効率を上げることを期待する。 • 健康被害救済制度受給者及びその家族に対する「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施するとともに、「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究事業」や「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究事業」において、昨年度の調査結果の取りまとめなどを行い、QOL向上策等の検討に資するよう、調査対象の見直しを行ったことを評価する。 など
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	• 平成24年度における新医薬品の優先品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は6.1月、行政側期間(中央値)は3.8月、申請者側期間(中央値)は1.5月であり、全ての期間について、平成23年度より短縮したうえで、目標を達成した。なお、平成24年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は40%となっており、平成23年度の38%より増加した。 • 平成24年度における新医薬品の通常品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は10.3月であり、平成23年度の11.5月と比較して短縮した。行政側期間(中央値)は5.7月であり、平成23年度の6.3月と比較して0.6ヶ月短縮した。また、申請者側期間(中央値)は4.2月であり、平成23年度の5.1月と比較して0.9ヶ月短縮し、総審査期間及び行政側期間について目標を達成した。 • 平成24年度における新医療機器の優先品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は9.3月、行政側期間(中央値)は7.2月、申請者側期間(中央値)は3.4月であり、総審査期間及び申請者側期間について目標を達成した。 • 平成24年度における新医療機器の通常品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は12.7月、行政側期間(中央値)は5.4月、申請者側期間(中央値)は5.0月であり、いずれも目標を大幅に上回る成果を達成するとともに、承認件数も大幅に増加させた。 • 平成24年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)44件の承認に係る総審査期間(中央値)は17.3月、行政側期間(中央値)は7.9月、申請者側期間(中央値)は8.8月であり、目標を達成できなかった。 • 平成24年度に承認された改良医療機器(臨床なし品目)229件の承認に係る総審査期間(中央値)は9.7月、行政側期間(中央値)は4.8月、申請者側期間(中央値)は4.7月であり、行政側期間については目標を達成するとともに、平成21年度以降で最多の承認件数を達成することができたが、総審査期間及び申請者側期間については目標を達成できなかった。 など	• 審査期間について、新医薬品の優先品目は総審査期間の目標9ヶ月に対して実績6.1ヶ月、通常品目は総審査期間の目標12ヶ月に対して実績10.3ヶ月、後発医療用医薬品は行政側期間の目標10ヶ月に対して実績5.9ヶ月、一般用医薬品は行政側期間の目標8ヶ月に対して実績4.1ヶ月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5ヶ月に対して実績4.9ヶ月といずれも目標を大きく上回っていることを高く評価する。 • 新医薬品の通常品目の申請者側期間の目標3ヶ月に対して実績4.2ヶ月となっており、通常品目の申請者側期間は目標を下回っていることから、承認申請前の段階で治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を申請者側に要請するといった取組により、申請者側の期間の短縮を期待する。 • 新医療機器審査の承認件数について、優先品目は5件、通常品目で41件であり、承認件数全体として増加していることも高く評価する。 • 審査期間については、新医療機器の優先品目は目標15ヶ月に対して実績9.3ヶ月、通常品目は目標20ヶ月に対して実績12.7ヶ月と大きく上まわっている。また、改良医療機器(臨床なし品目)は目標9ヶ月に対して実績9.7ヶ月、後発医療機器は目標4ヶ月に対して実績4.0ヶ月と概ね目標どおりとなっていることを評価する。 • 改良医療機器(臨床あり品目)は目標12ヶ月に対して実績17.3ヶ月と目標を下回っており、これらは、申請年度が古く、既に長期化した品目の審査を精力的に進めて行政側期間の目標は概ね達成したものの申請者側期間の目標が達成できなかったものである。今後は、総審査期間の目標が達成できるよう、一層の努力を期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法　人　名	独立行政法人医薬基盤研究所（平成17年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：山西　弘一）
目　　　的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1　基盤的技術研究（医薬品等の開発に資する共通的技術の開発）。2　生物資源研究（研究に必要な生物資源の供給及び研究開発）。3　研究開発振興（研究の委託、資金の提供、成果の普及）。4　創薬支援（創薬支援ネットワークの本部機能）。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	調査研究部会（部会長：酒井　一博）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：　http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果：　http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	第1期 中期 目標期間	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×3	
(2) 基盤的技術研究	S×3 A×1	S×4	A×4	S×2 A×1	S×2 A×1	S×2 A×1	
(3) 生物資源研究	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(4) 研究開発振興	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×2 B×1	A×3	S×2 A×1	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	B	A	B	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項 (2) セキュリティの確保 (3) 施設及び設備	B	B	B	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.21)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な事業の展開（社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開）	2(1)	• 「ヒトiPS細胞を用いた新規in vitro 毒性評価系の構築」では、これまで京都大学をはじめ多くの研究機関・企業と連携しながら、ヒトiPS細胞の創薬応用研究を推進してきた。平成23年度においては、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要と言われている肝臓細胞への分化誘導に成功し、実用化に向けてバイオベンチャーである株式会社リプロセルと共同開発を行い、平成24年度には、世界初のヒトiPS 細胞由来の肝臓細胞として出荷された。 • 研究成果の外部評価を行うため、基盤的研究等外部評価委員会に設置された基盤的研究分科会及び生物資源研究分科会（いずれも外部有識者で構成）を平成24 年5月に開催し、基盤的研究分科会においては創薬基盤研究部の各研究プロジェクト、生物資源研究分科会においては難病・疾患資源研究部の各研究室、薬用植物資源研究センター、	• スーパー特区研究「ヒトiPS細胞を用いた新規invitro毒性評価系の構築」について、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要と言われている肝臓細胞への分化誘導に成功し、世界初のヒトiPS細胞由来の肝臓細胞として製品化に成功したことなど、優れた成果を得ており大いに評価できる。 また、外部評価等で相対的に評価が高かったプロジェクトへの研究資金の追加交付を実施していることや、ワクチンマテリアルプロジェクトの立ち上げなど、組織の再編などが柔軟に行われていると認められる。 さらに、成果の公表、普及についても講演会やシンポジウム、一般公開等を通じて十分な成果を達成しており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

		霊長類医科学研究センターにおける平成23年度の研究成果や業務実績等について外部評価を行った。評価点数に基づき相対的に評価の高いプロジェクトに対して研究資金の追加交付を行うこととしている。 など	
基盤的技術研究(次世代ワクチンの研究開発)	2(2)	• H3N2、H5N1、H7N7、H9N2由来のライブラリー株においてMDCK細胞により高い増殖能を有したワクチン用ウイルス株の全ゲノム配列を検索し、主にPB1の変異が高い増殖能の獲得に重要であることを示唆した。 • マラリア、インフルエンザなどのワクチンにおける新規核酸アジュバント候補としてTLR9のリガンドであるヒト型CpG-ODNを開発し、日本初の核酸アジュバントの第一世代のGMP準拠製剤の作製に成功し、サルでのPOCを含む非臨床試験を完了した(Human Vacc Imm2012)。PMDAと事前相談を2回行い、平成24年3月にPMDA治験開始前相談を行い、12月に大阪大学医学部附属病院のIRBから承認を受け、平成25年1月にPMDAに治験届を提出し、健常人に対する医師主導型の第Ⅰ相治験を大阪大学医学部附属病院で開始する体制を構築した。 など	• 新型インフルエンザ等への対応として、全144種類のA型インフルエンザライブラリーに存在するH5N1型の低病原性トリインフルエンザウイルス由来の種ウイルス株を用いて不活化全粒子ワクチンを作製することにより本ワクチンが新たなパンデミックに即応し得ることが強く示唆されるなど、顕著な実績を挙げていると認められる。また、マラリアワクチンの日本初の新規核酸アジュバント候補としてTLR9のリガンドであるヒト型CpG-ODNを開発し、GMP準拠製剤の作製に成功、全ての非臨床試験及びPMDA治験開始前相談を完了させ、健常人に対する医師主導型の第Ⅰ相治験を大阪大学医学部附属病院で開始する体制を構築した。さらに、新規アジュバント開発研究に関する産学官による研究の推進に関して顕著な実績を挙げており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。
基盤的技術研究(医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤研究)	2(2)	• 産学官連携により、世界に先駆けて「ヒトiPS細胞由来肝臓細胞」の製品化に成功し、内閣府の第10回産学官連携功労者表彰厚生労働大臣賞を受賞した。また、ヒトiPS細胞由来の肝細胞に対し、機能遺伝子を導入することにより、マウス体内でヒトアルブミン濃度を上昇させることに成功した。また、マウス肝臓中にヒト肝細胞コロニーが多数認められ、効率良くヒトiPS細胞由来肝細胞をマウスに生着させることに成功した。 など	• iPS細胞由来肝臓細胞を効率よく分化誘導する極めて画期的な独自技術を開発し、産学官連携による世界に先駆けた「ヒトiPS細胞由来肝臓細胞」の製品化に成功し、内閣府の第10回産学官連携功労者表彰(厚生労働大臣賞)を受賞、また、iPS 細胞から成熟したマスト細胞や血液前駆細胞を効率良く分化誘導することに成功した。さらに、薬物の有効性・毒性評価系研究に資する細胞を作製するために、ヒトES/iPS細胞などを用いた内胚葉、外胚葉系などへの分化誘導効率の測定法の開発に着手しており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。
生物資源研究(薬用植物)	2(3)	• 薬用植物ファクトリー研究として、特許出願を行ったウラルカンゾウ優良株を種々栽培環境条件下で水耕栽培し、その形質を調査した。その結果、明期、温度、光源の強度と種類が生育と根のグリチルリチン酸をはじめとする二次代謝物生産能に大きく影響を与えることが判明した。また、難培養性で組織培養系の確立と増殖が困難なウラルカンゾウ優良株について、理論値で年間20 万本以上の大量増殖が可能な地上茎挿木法を開発した。 • 薬用植物ファクトリーでの生産に適した薬用植物品種育成のため、国内での需要度、重要度の高い、ウラルカンゾウ、シャクヤク、シナマオウ、ダイオウ、ミシマサイコ、カイケイジオウの組織培養物の育成と増殖法の検討を行った。シナマオウでは、シュート増殖能の高い優良クローンの作出に成功した。 など	• 我が国唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、薬用植物の収集、保存、維持、供給、品質管理が適切に行われていること、植物目録の刊行、種子交換目録の刊行のほか各種実験データを含む、今までになかった大規模な薬用植物の総合情報データベースを構築し、一般公開したことなど、大いに評価できる。また、セリバオウレンは、通常畑で5年以上の栽培期間が必要であるのに対し、本センターが開発した養液栽培法では、わずか1 年足らずの栽培期間で得られた根茎乾燥物が日本薬局方の規格値全てに適合する品質を有していることを明らかにし、これにより重要な生薬であるセリバオウレンの短期間での効率的な栽培を可能にし、さらに、ケシ属植物の遺伝子鑑別に関する研究において、開発した新規プライマーセットを使用することにより、生植物種子わずか1 粒で特異的な検知が可能であり、食品用に加熱処理した種子でも10 粒で植物種の鑑別が可能であることを証明し麻薬取締行政の観点からも重要な成果を上げるなど、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 繰越欠損金(平成24年度末で承継勘定は約254 億円、研究振興勘定は約65 億円)の解消計画については、本法人の業務実績報告書等において、経年でどの程度解消しつつあるかに関して明らかにされていない。このため、今後の評価に当たっては、繰越欠損金解消の目標時期とともに、繰越欠損金残高と各年度の解消額である当期総利益、当期総利益の要因となった売上納付額等の経年推移の状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。

法　人　名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（平成17年10月１日設立）＜非特定＞ （理事長：尾身　茂）
目　　　的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	１ 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。２ 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。３ 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	年金部会（部会長：山口　修）
ホームページ	法　　人：http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin12.html
中期目標期間	8年6か月間（平成17年10月１日～平成26年3月31日）

１．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの５段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節１（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						
1.効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	S	S	S	A	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	S	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1) 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	S	S	S	A	A	
(2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	S	S	S	S	A	
(3) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	A	A	S	S	A	
(4) 買受需要の把握及び開拓	S	S	S	A	A	
(5) 情報の提供	A	A	S	A	A	
(6) 改組に向けた準備					S	
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** **6.剰余金の使途**	S	S	S	A	A	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項業務運営						
(1) 人事に関する計画 施設及び設備に関する計画	A	A	S	S	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 譲渡業務諮問委員会に関する事項	A	A	A	A	B	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡		S	S			

２．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 新機構への改組に向け、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど実態に即した組織・人員体制の見直しを行い、効率的な体制を確立したことは評価できる。
- 新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査を行い、残高確認のみならず業務フローにまで踏み込んで、各施設における現金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどについて実地調査を行った。その結果は、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から積極的に発表を行い、調査結果を機構ホームページでも同時に公表するとともに、今後改善が必要な点（診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。適切な現金管理のための体制等の構築など。）については、病院を運営する各団体等に対し適切な運営ができるよう指導を行っており、評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	• 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 など	• 新機構への改組に向けた準備を行うため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置し、人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている病院を独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するため、各団体との高度な折衝や調整を行った。 • 機構全体の業務体制としては、新機構への移行準備業務の比重が高いため、厚生労働省からの出向者が半数超を占めているが、独立行政法人としての機能を十分発揮する観点から、今後は積極的に民間出身者を登用した体制が確立されることに期待したい。
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(2)	• 平成23年度については、2病院についての譲渡業務を行ったが、平成24年度については、6病院の譲渡業務を実施した。このうち東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ行った。 など	• 厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院に増えたが、このうち2病院は、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応であり、随意契約という困難な譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ価格交渉を行い適切に行ったことは評価できる。 • なお、病院の譲渡については、地域医療の継続を維持しつつ、年金資金等の損失を最小化を図る観点から、譲渡価格の設定及び譲渡契約について、引き続き説明責任を果たすことが強く求められていることから、独立行政法人の特性を生かし、内部の更なる体制整備を行うとともに外部の有識者で構成される譲渡業務諮問委員会のチェック機能が十分発揮されることに期待したい。
譲渡業務諮問委員会に関する事項	7(3)	• 譲渡業務諮問委員会において、具体的な譲渡における予定価格決定に係るプロセス等を諮問し、その意見により譲渡を実施した。平成24年度については、厚生労働大臣通知の見直しが行われた後に譲渡となった初めてのケースであった。	• 外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、有効に機能させているが、今後の病院の譲渡に関しては、同諮問委員会を更に活用しつつ、これを進めていくことが望まれる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 新法人への改組に向けた準備については、本法人の中期目標及び中期計画において、「新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂行できるよう必要な準備を適切に行うこと」と記載され、「体制の強化等の必要な準備」及び「新機構の運営方針の確定等」を適切に実施したかどうかが評価の視点とされているが、「必要な準備」の具体的な内容や達成すべき水準については、明らかにされていない。
- 貴委員会の評価結果をみると、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったことや、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されたことなど準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった等の状況下にもかかわらず、本法人が委託先3団体の全ての病院長からなる院長会議等を通じて、大枠として運営方針を確定させ、ほぼ工程表どおりに進展させたことを高く評価し、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。
- しかしながら、上記①については、改組に当たって予想された状況であり、かつ、②については、委託先で不適切な問題が発生しなかった場合は評価の対象とはならないことを考慮すると、このような状況下で取組が行われたことをもって最上級の評定であるS評定とすることに疑問が残る。
- このため、今後の評価に当たっては、法人の達成すべき取組内容を明らかにさせた上で評価することとし、最上級の評定を付すに当たっては、その取組の達成水準や妥当性について厳格に評価を行うべきである。

法 人 名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:三谷　隆博)
目　　的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。 2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口　修)
分科会名	年金部会(部会長:山口　修)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.gpif.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin12.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A				
(3) 業務管理の充実	A	A	A				
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A				
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	S	A	A	
2. 業務の質の向上							
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2				
(2) 情報公開の徹底	A	A	A				
2. 業務の質の向上							
(1) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等				A	A	A	
(2) 調査・分析の充実等				A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	A	B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×3 B×1	A×4	A×4				
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2				
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	A×2 B×1	A×3	A×3				
(4) その他	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1				
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 管理・運用の基本的な方針、運用の目標				A	A	A	
(2) リスク管理				A	A	A	
(3) 運用手法、財投債の管理・運用				A	A	A	
(4) 透明性の向上				A	A	A	
(5) 基本ポートフォリオ				B	A	A	
(6) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮				A	A	A	
(7) 年金給付のための流動性の確保				A	S	S	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、国内株式についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券及び外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、年金給付のための流動性確保についても、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは高く評価する。今後も、市場動向を踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを期待したい。
- また、管理運用法人の管理運営体制については、内部統制の一層の強化に向けた対策が行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
財務内容の改善に関する事項等	3	• 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算を作成した。	• 財務内容の改善に関する事項については、平成21年度と比較して、一般管理費は9.1%、業務経費は3.0%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われていることから、中期計画通りに行われている。
リスク管理	4(2)	• 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 • リバランスについては、国内債券が1月末及び2月末に基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したものの、その範囲内に収まるようにリバランスを実施した。また、定期的にリバランスについて検討を行い、リバランスを実施した。なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足元の市場動向等の分析を実施した。 • この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。	• 年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析などを行っている。 • 運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握するなどの取組を引き続き行っている。 • 管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況を確認するなど、必要な対応を行っている。
年金給付のための流動性の確保	4(7)	• キャッシュ・アウトについては、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等を有効に活用した。また、キャッシュ・アウト等対応ファンドの残高を10兆円(平成23年度末)から20兆円(平成24年度末)に増額した。 • 財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等を活用してもなお不足する分は、市場で運用する資産の売却を行った。資産の売却にあたっては、市場に悪影響を与えることのないよう売却のタイミングや回収金額の分散などの工夫を行った。 • 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を整備した。ただし、平成24年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。	• 今後、財投債の残高が減少していく中で、安定的にキャッシュ・アウトに対応するため、国内債券に係る運用受託機関構成の見直しの中で、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するためのキャッシュ・アウト等対応ファンドを10兆円(平成23年度末)から20兆円(平成24年度末)に増額した。また、キャッシュ・アウト等対応ファンドを活用してもなお不足する部分は資産を売却することになるが、その際も市場に悪影響を与えることの無いよう売却のタイミングや回収金額の分散等の工夫を行っている。 • キャッシュ・アウト等対応ファンドの残高が20兆円あるとのことだが、財務諸表の貸借対照表上の資産項目では国内債券として全体の中に含まれており、別記されていない。また前期比10兆円増額したとのことであるが、これも別記されていないため、10兆円の増額を財務諸表上は検証できない。情報開示として工夫できないか。 • 毎期5～6兆円の寄託金償還があり、資金は財投債、キャッシュ・アウト等対応ファンドで手当している。キャッシュ・アウト等対応ファンドは10兆円増額し、20兆円となった。GPIFとして流動性確保は基本的な業務であり、流動性ポジションを確保することは本来の責務であるが、やはり5～6兆円もの巨額の資金を市場に影響与えずに確保していることは評価したい。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし。

法　人　名	独立行政法人国立がん研究センター（平成22年4月1日設立）<非特定> （理事長：堀田　知光）
目　　的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4 3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.ncc.go.jp/jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	／	／	／	
(1) 研究・開発に関する事項	S×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項 (6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	A	
2.業務運営の効率化	／	／	／	
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	B	
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6.剰余金の使途**	A	A	A	
7.その他業務運営に関する事項	／	／	／	
(1) 施設・設備整備に関する計画 (2) 人事システムの最適化 (3) 人事に関する方針 (4) その他の事項	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 昨年度に引き続き職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持している。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- センターは、平成22年度の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• 早期・探索臨床研究センターを設立し、Phase I ユニット、支援ユニット、TRユニットをそれぞれ設置して体制整備を進めるとともに、First in Human試験、未承認薬を用いたIIT、TRをそれぞれ推進した。 • センターが支援した臨床試験が診療ガイドライン14件に採用され、平成24年度計画目標（1件以上の採用）、中期計画目標（5件以上の採用）共に大きく上回った。 • センターが、直接的または間接的に実施した臨床研究実施機関の訪問監査は13機関であり、平成24年度計画目標（11機関以上）を達成し、中期計画の達成に向けて着実に	• 早期・探索臨床研究センターを設立し、指揮命令系統の明確化、人員配置の強化をするとともに臨床部門、基礎/TR部門との連携を強化することでFirst in Human試験、未承認薬を用いた医師主導治験、TRを推進した。また、臨床試験の診療ガイドラインへの採用件数の高水準（年度計画1件→前年度15件→今年度14件）、共同研究件数が対21年度39%増・対前年度21％増、治験及び国際共同治験実施数が各々対21年度43％増・対前年度17％増、対21年度53%増・対前年度15％増など目標を大きく上回り年度計画を達成したことは高く評価する。

		進展している。 • 共同研究件数は対21年度約39％増、治験実施件数は同43％増、国際共同治験実施数は同53％増となり、いずれも平成24年度計画目標（対21年度10％以上）を大きく上回るとともに、中期計画目標（21年度比5％以上）をも大きく上回った。 • 手術検体の新規保存件数は1,459件であり、平成24年度計画目標（1,200件以上）を大きく上回った。 など	
研究・開発に関する事項（担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進）	1(1)	• 肺がん手術組織のゲノム解析を行い、新規ドライバー遺伝子としてRET融合遺伝子を同定した。 • 中央病院肺腺がん1,500例を対象とした100万多型に関する全ゲノム関連解析を施行し、新規感受性遺伝子座、BPTFおよびBTNL2を同定した。 • 生検等微小試料の変異検出（clinical sequencing）のための体制整備を行った。生検等微小試料を用いたclinical sequencingの遺伝子変異・融合検出プログラムを構築した。 • 企業と148件の共同研究を実施した。企業との連携については、単発の共同研究のみではなく、組織対組織の連携を進める包括契約により、事業化を目指した戦略的な連携を進めている。 • 大学等と40件の共同研究を実施した。 など	• 最も重要ながんの原因、発生・進展メカニズムの解明のための研究が精力的に行われており、たとえば肺がん手術組織のゲノム解析を行い、新規ドライバー遺伝子としてRET融合遺伝子を同定したこと、重点的な研究・開発を推進するため、大学等及び企業との連携において共同研究を実施するとともに、センターの有する高度ながん研究技術および臨床経験と企業の有する高い医薬品、医療機器開発技術力を融合し共同研究を迅速に進めるため包括契約を結び、企業と戦略的連携を進めていることなどは評価する。
法令遵守等内部統制の適切な構築	2(3)	• 研究費適正経理管理室を組織の新体制に合わせて再編成し、研究費不正使用防止計画の具体策を作成・実施し、定期的なモニタリングを実施した。 • 研究費の不正使用防止の為、取引業者に対し当センターに対する債権及び債務残高調査を実施した。 • 契約監視委員会主催の調達契約研修会を開催し、全事務職員に対し、法令遵守（コンプライアンス）、内部統制のあり方、業務改善に向けた提案を推進し、更なる無駄の削減及び業務効率の向上を図った。 • 監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会により、当センターの各契約に関する適法性、適正性、効率性など幅広い視点から内容を確認するとともに、必要な指導を実施した。 など	• 研究費適正経理管理室を組織の新体制に合わせて再編成し、研究費不正使用防止計画の具体策を作成・実施し、定期的なモニタリングを実施したことは今後に期待する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人国立循環器病研究センター（平成22年4月1日設立）<非特定> （理事長：橋本　信夫）
目　　　的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2．前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3．循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4．前期3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5．前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncvc.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
<総合評価>	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
<項目別評価>				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
（1）研究・開発に関する事項	A×3	S×2 A×1	S×3	
（2）医療の提供に関する事項	A×3	S×1 A×2	A×3	
（3）人材育成に関する事項	A	S	A	
（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	S	
（5）国への政策提言に関する事項 （6）その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	A	
2．業務運営の効率化				
（1）効率的な業務運営体制	A	A	A	
（2）効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	A	
（3）法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画 **4．短期借入金の限度額** **5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6．剰余金の使途**	A	A	S	
7.その他業務運営に関する事項				
（1）施設・設備整備に関する計画 （2）人事システムの最適化 （3）人事に関する方針 （4）その他の事項	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 昨年度に引き続き職員の質の確保と組織の活性化、業務効率化の更なる推進、研究開発推進基盤強化、重症・超急性期医療体制の更なる強化、外部資金の積極的活用、建替整備の検討などの積極的な取組みが行われたが、運営費交付金の削減も重なり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。
  今後は、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- センターは、平成22年の独立行政法人のメリットを生かし、裁量性を増やしつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。

など

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項	1⑴	• 当センターと大阪大学等の研究チームが心不全に広く使われる心臓ホルモン製剤に、がん細胞を転移させづらくする働きがあることを発見した。心臓に特有なANPというホルモンに着目し、平成22年度から非小細胞肺がん患者の再発の有無を観察して552人のデータを調べた結果、がん手術中から心不全治療などでホルモンを点滴したヒトの2年後の再発率は4.5%、使わなかった人は19.2%と明らかな差を確認した。	• 企業などとの共同研究・開発において、ANPのがん転移予防効果の発見、BNPの分子別測定法の開発、簡易心臓拍動シミュレーションシステムの開発、心臓大血管手術シミュレーターの開発、心血管病モデルマウスの拍動心臓で冠動脈と心筋の収縮機能を高精度で観察可能とする画像解析法の開発を行うなど、企業との共同研究が、21年度57件、22年度59件、23年度99件に比べ、24年度146件と増加したことは高く評価する。

		• 当センター、京都大学、塩野義製薬との共同で、BNPの前駆体であるproBNPに対する特異的高感度測定系を開発した。血中を循環する活性型BNP-32と低活性型proBNPを分別測定しproBNPの比率を算出することにより、心不全の重症度や負荷の変動などを正確に評価し、診断に利用できる可能性がある。病院心臓血管部門と研究所分子薬理部が共同して試料収集、測定を開始した。など	
医療の提供に関する事項	1(2)	• 難病である慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）は、従来は肺動脈血栓内膜摘除手術以外に有効な治療法が存在せず、現時点で手術の対象となる症例は全体の約半数に過ぎない。しかも残る半数の5年生存率は約50％と本症の予後は不良である。本院では平成24年より残る非手術適応例対し、カテーテルを用いた経皮的肺動脈形成術の手技を確立し、約35例に対し治療を施行した結果、肺動脈圧は約50%、肺血管抵抗で約70%低下し、著明な治療効果を得た。この結果、CTEPHに対しては、今後ほぼ全例に対し有効な治療を行うことが可能となり、本症の治療体系を大きく革新することが可能となった。CTEPHに対するカテーテルを用いた肺動脈形成術は、欧米ではいまだ確立した治療とはなっておらず、本治療法はわが国が世界に先駆けて確立した、ガイドラインを書き換えることが可能な程のインパクトを持った治療法であると言える。など	• 難病である慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）は、従来は肺動脈血栓内膜摘除手術以外に有効な治療法がなかったが、24年より非手術適応例に対し、カテーテルを用いた経皮的肺動脈形成術の手技を確立し、約35例に対し治療を施行した結果、著明な治療効果を得た。この結果、CTEPHに対しては、ほぼ全例に対し有効な治療を行うことが可能となり、本症の治療体系を大きく革新することが可能となったことは評価する。
効率的な業務運営に関する事項、電子化の推進	2(2)	• 当センターの診療形態により使用する医療材料は、数量、金額共に共同入札の対象となる量が少数であるため、共同入札による診療材料費削減が反映されにくかった。その為、調達・価格交渉業務及び既存の院内の物流管理業務を一括して委託することにより事務部門の人員削減と診療材料費を削減することを図り、平成24年8月から、独自の診療材料等物品調達及び管理等業務委託を導入した。 • 利用者管理の一元化に取り組み、電子カルテを含むセンター情報システムの利用者情報を集中管理する仕組みを整備した。これにより、利用者に対する適切な権限設定を迅速かつ正確に実施できるようになった。など	• 地域連携の強化や病床運用統括室による平均在院日数の短縮、新入院患者の増加などへの取り組みにより、診療事業については24年度も黒字で運営することができた。また、材料費率は、21年度48.2%、22年度32.3%、23年度33.2%、24年度32.2%となったことは評価する。
その他業務運営に関する事項	7(2)	• 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくための「独立行政法人国立循環器病研究センター一般事業主行動計画」を策定し推進している。 • 女性の働きやすい環境を整備するため、平成23年9月に院内保育所を開設。週1回の24時間保育、病時・病後児保育、一時預かりも実施している。 • 平成24年度中に平均26.5人が育児休業を取得しており、その内25年4月に7人が復帰する。これは、育児のため離職することなく、働きながらも安心して子育てができる環境が整備されていることが言える。 • 女性薬剤師の育児支援を目的として、時間短縮勤務（1日4.5時間）を実施すると共に、働きやすい環境作りのため、業務のバックアップ体制を整えるなど、業務内容の見直しを行った。など	• 女性の働きやすい職場環境を目指して、看護業務については全病棟を2交代制とし、危険を伴う夜間の通勤回避や連続した休暇取得の促進を行うとともに、院内保育所の設置により、継続した勤務が可能となり、育児休業の取得も増加し、育児休業からの復帰者が22年度と比べて増加傾向となっていることは評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：樋口 輝彦）
目 的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。 4 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。 5 1～4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6 1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口 修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井 良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncnp.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	S	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	S	
(5) 国への政策提言に関する事項 (6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	A	
2.業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6.剰余金の使途**	A	B	A	
7.その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備整備に関する計画 (2) 人事システムの最適化 (3) 人事に関する方針 (4) その他の事項	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.27)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われたが、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。
  今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 総合的に見れば期待された取組がなされている。このように自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• TMCは、データマネジャー2名（昨年度は1名）及び臨床研究支援の専門職6名（昨年度は3名）を配置し、更なる増員を行い体制を強化した。平成24年度は、センター全体で登録・管理したバイオリソースの臨床情報を体系的に解析するための臨床研究情報基盤（SAS）を導入し、利用促進のため平成25年3月に、SASの概要や操作	• TMCは、バイオリソースの体制整備として、データマネジャー2名（昨年度は1名）及び臨床研究支援の専門職6名（昨年度は3名）を配置し、体制を強化するとともに、病院での髄液採取について23年度整備したプロトコルに基づき、引き続き研究用髄液の保存及び登録を進め、24年度末で700検体以上の収集を行ったことは高く評価す

		方法等について研修を行った • バイオリソースの登録を推進し、平成24年度においては、1,190件の登録を行った。各検体登録とも前年度以上に順調に増加している。 など	る。
医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	1(4)	• うつとライフスタイルの改善を図るため、うつの評価と連携ができる包括的人材育成プログラムの開発及び均てん化を目指し、メンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクト（身体疾患患者へのメンタルケアモデル開発に関するナショナルプロジェクト）を6ナショナルセンターで開始し、各センター病院における研修と均てん化に向けた拠点病院研修を実施した。 • HP を患者、医療関係者及び研究者向け等、ターゲット別にコンテンツを整備するなど、視覚的にもより分かりやすい構成となるよう努めた。また、災害時こころの情報支援センターのホームページを開設（平成24 年3 月）し、各種の活動内容を積極的に情報発信したこと等により、平成24 年度の医療従事者向けトップページアクセス数は大幅に増加した。 など	• 医療現場や国民に広く均てん化するための取組を継続して行い、うつとライフスタイルの改善を図るとともに、うつの評価と連携ができる包括的人材育成プログラムの開発及び均てん化を目指し、メンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクト（身体疾患患者へのメンタルケアモデル開発に関するナショナルプロジェクト）を6つの国立高度専門医療研究センターで開始し、研修内容のモデル開発を行った。また、24年3月に、災害時こころの情報支援センターのホームページを開設し、各種の活動内容を積極的に情報発信したこと等により、24年度の医療従事者向けトップページアクセス数（22年度150,117件、23年度208,240件、24年度1,303,141件）は大幅に増加したことは高く評価する。

３. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし。

法　人　名	独立行政法人国立国際医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：春日　雅人）
目　　　的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2．前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3．医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。4．感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。5．前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6．国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。7．前記1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　　人：http://www.ncgm.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項 (6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	
2．業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画 **4．短期借入金の限度額** **5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6．剰余金の使途**	A	B	A	
7．その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備整備に関する計画 (2) 人事システムの最適化 (3) 人事に関する方針 (4) その他の事項	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.27)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進展がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。
  今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 総合的に見れば期待された取組がなされている。このように自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• 開発初期段階での共同研究について、民間企業と17件、大学と6件、民間企業・大学と3者と2件実施しており、平成24年度における外部機関等との共同研究数は25件となった。 など	• 開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は17件、大学等との共同研究は6件、民間・大学・センターの3者の共同研究は2件の計25件であり、前年度に比べ5件増、前々年度に比べ18件増と大幅に増え中期計画を達成していることは高く評価する。
医療の提供に関する事項（高度先駆的	1(2)	• 個々人の病態に即した治療法の重要性が増したため年間327例に提供し、計画に対して	• HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態

な医療、標準化に資する医療の提供)		大幅に増加した。 • センター病院については、平成24年11月に特定機能病院の名称取得が認められ、総合医療を基盤とした高度先駆的な医療の提供の体制強化に取り組み、中期計画を大幅に上回っている。 など	に即した医療を年間150例以上提供するという中期計画に対し、327例実施し計画を大幅に上回った。また、特定機能病院の名称取得申請が承認されたことは高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：五十嵐　隆）
目的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2．前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3．成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4．前記3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5．前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncchd.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項				
2．業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	B	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
4．短期借入金の限度額				
5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画				
6．剰余金の使途				
7.その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備整備に関する計画				
(2) 人事システムの最適化	B	A	A	
(3) 人事に関する方針				
(4) その他の事項				

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- センターは、平成22年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。
- 3年目の業務実績の評価については、中期計画5年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取り組みを期待する。

など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• 平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施している。平成24年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は59回となり、平成21年度の52回を7回（13％）上回った。 • 病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請にあたり病院と研究所（臨床研究センター）との共同研究を	• 臨床研究センターの知財・産学連携室が企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた結果、平成24年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は31件となり、平成21年度に比して93.8%増加（対前年度63％増）させるとともに、小児専門医療施設など計31施設（小児病棟病床数合計約5,500床）からなる「小児治験ネットワーク」において、進捗管理システム等のIT化と治験手続きの統一化を行い、小児治験ネッ

		義務化した。その結果として、平成24年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は28件であり、平成21年度の22件に比して6件（27％）増加した。 • 特定領域治験基盤整備事業（厚生労働省医政局）による小児領域に特化した日本初の「小児治験ネットワーク」は平成24年度末で31施設が参加し施設間連携を構築した。平成24年度は最終年度にあたるが、小児治験ネットワーク中央治験審査委員会（いわゆる中央IRB）が実質的に機能し、また、各種インフラの稼働・検証を実施することができた。治験の一括審査が可能な中央IRBは平成24年度に9回開催され、製薬企業主導治験2件（延べ5施設で実施）、医師主導治験1件（3施設で実施）の審査を終了し治験が実施された。なお、平成25年度には5件以上の製薬企業主導治験審査が予定されている。製薬企業（治験依頼者）からの依頼に応じる治験実施可能性調査（症例数調査も含める）は平成23年度9件に対し平成24年度は14件と増加した。また、小児領域特有の医療現場での剤形変更に係るニーズ調査に基づき、製薬企業に開発促進を働きかける機能も持たせた。なお、「小児治験ネットワーク」の機能は、臨床研究中核病院（後述）の中で引き続き維持・発展してゆくこととなった。 など	トワーク中央治験審査委員会（中央IRB）による製薬企業主導治験2件（延べ5施設で実施）、医師主導治験1件（3施設で実施）の一括審査が終了し治験を実施したことは高く評価する。
医療の提供に関する事項（高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供）	1(2)	• 高度先駆的医療である胎児治療は、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術68例、胎児胸水に対するシャント術9例、胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与2例を施行した。 • 不妊診療科では早発閉経症における無排卵の機序についての研究成果をもとに、性ホルモンの投与方法の工夫により効果ある方法を提供した。母性内科では血栓症の既往があるなどの重症抗リン脂質抗体症候群3例に対し産科との協働により、大量ガンマグロブリン療法を施行し良好な妊娠転帰を得た。また、慢性肉芽腫症や肝移植後の妊娠管理という先進医療を周産期センターと協働して提供し、良好な結果を得た。 • 小児救急医療が社会問題化しているなかで、当院は開院以来、全ての救急患者を受け入れ、院内でトリアージを行って緊急度に応じた診療を行っている。平成24年度は、合計32,975名の救急患者（救急車の受け入れは3,598台、応需率97%）を受け入れた。救急患者のトリアージ別内訳は、蘇生513名、緊急4,469名、準緊急12,191名、非緊急15,595名であった。 など	• 胎児治療として、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術を68例実施し国内最多の症例数であり、一児生存率95%は世界でもトップレベルであること、胎児胸水に対するシャント術を9例実施したことは高く評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人国立長寿医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：大島　伸一）
目　　的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。2．加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。3．前記2に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。4．加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。5．前記1から4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6．前記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncgg.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
（1）研究・開発に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	S×1 A×2	
（2）医療の提供に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	S×1 A×2	
（3）人材育成に関する事項	B	A	A	
（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	B	A	A	
（5）国への政策提言に関する事項 （6）その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	A	
2．業務運営の効率化				
（1）効率的な業務運営体制	A	A	A	
（2）効率化による収支改善、電子化の推進	A	S	S	
（3）法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画 **4．短期借入金の限度額** **5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6．剰余金の使途** **7.その他業務運営に関する事項** （1）施設・設備整備に関する計画	B	A	A	
（2）人事システムの最適化 （3）人事に関する方針 （4）その他の事項	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.27)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- センターは、平成22年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。
- 3年目の業務実績の評価については、中期計画5年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取り組みを期待する。

など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進）	1(1)	・研究所、認知症先進医療開発センター、老年学・社会科学研究センター、歯科口腔先進医療開発センター、病院、もの忘れセンターの連携により、疫学研究の成果を基礎研究にフィードバックし臨床研究に直結させる体制の推進に努めた。 ・認知症先進医療開発センター（CAMD）では、常勤研究者が長寿医療研究センター全職員を対象として毎月交替で報告会を行い、研究内容の紹介・議論を通じてCAMDのミッ	・研究所、認知症先進医療開発センター、老年学・社会科学研究センター、歯科口腔先進医療開発センター、病院、もの忘れセンターの連携により、疫学研究の成果を基礎研究にフィードバックし臨床研究に直結させる体制の推進に努めた。また、英文・和文の原著論文は、21年度234件、22年度232件、23年度290件に比して、24年度328件、論文の被引用件数は、21年3,238件、22年3,371件、23年3,476件に比して、24年3,416件、国

		ションである「認知症対策に資する予防、診断、治療ならびに介護・支援の先進的、且つ、実用化を目指した開発研究」に照らし、個々の研究の進捗と方向性を確認している。 など	内・国際学会における発表は、21年度560件、22年度641件、23年度692件に比して、24年度912件となったことは評価する。
医療の提供に関する事項（高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供）	1(2)	• 加齢性筋肉減少症（サルコペニア）は、歩行移動能力低下や転倒の基礎疾患で虚弱の主要因であるが、加齢により筋力の発揮される状態がどのように変化するかについての詳細な評価はこれまでに行われておらず、弱化した筋力を適切に測定する機器や装置はない。また、筋電図を用いた高齢者の筋の収縮状況の検討は少なく、筋電図と筋力との比較もされていない。そこで、虚弱高齢者の微弱な筋力を正確に測定でき、持続力・瞬発力等の重要指標も同時計測できる筋力測定器を開発し、有用性を検討し、かつ、筋電図の解析結果と比較した。 など	• 骨折発生には骨粗鬆症による骨強度低下だけでなく、筋肉減少による転倒リスク上昇による影響や、加齢性筋肉減少症（サルコペニア）が大腿骨近位部骨折と非骨折患者で比較検討を行った。また、大腿骨近位部骨強度を補強する手術法の開発を行ったことは高く評価する。
業務運営の効率化（効率化による収支改善、電子化の推進）		• 材料費および委託費等に係るコスト削減に努めるとともに、診療報酬の上位基準、新規基準の取得及び患者数確保による診療収入の増加等を図るなど、収支改善を推進した。 • 平成24年度は、更なる増加に努め、医業収益は23年度より5.5億円（+11.4%）増加し、経常収支率については106.1%となった。 • 平成24年診療報酬制度の改定に伴い、医事課職員を中心に取得要件等を十分に精査し、また、その結果を各現場にフィードバックすることで情報を共有化し、施設基準の取得を病院全体のプロジェクトとして適切な施設基準の新規・上位取得を実現した。 など	• センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、24 年度の損益計算において経常収支率106.1%（経常利益5.6 億円）とプラスになり、年度計画に比して各々＋4.5 ポイント、＋422 百万円改善し目標を達成したことは高く評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし。